

38 地理的表示、植物品種保護など知的財産の保護・活用 【287（189）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の活用、植物新品種の保護等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農産物の輸出促進を図るためには、輸出環境の整備として「本物を守る」ため、知的財産の保護・活用を図ることが必要です。
- ・「地理的表示（G I）保護制度」は、地域ならではの農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する国際的な枠組みであり、産地が円滑に活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。
- ・また、我が国で開発された優良な植物新品種は、我が国農産物の強みの一つですが、無断で海外で栽培され、我が国からの輸出の障害とならないよう、海外における知的財産権（育成者権）の取得が重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 191（174）百万円
 - (1) 地理的表示保護制度活用促進事業
地理的表示保護制度への登録申請に対する相談・支援体制を整備するとともに、G I登録に必要となる調査等に対する支援を行います。また、G I保護制度の普及啓発、G I産品を中心とした地域ブランド化等を推進します。
(補助率：定額、1／2以内)
事業実施主体：民間団体等)
 - (2) 海外知的財産保護・監視委託事業
日本のG I産品保護のため、海外における不正使用等に係る監視、G I名称の商標登録等の状況を調査します。
(委託先：民間団体等)
委託費
 - (3) 地理的表示産品情報発信委託事業
日本のG I産品の海外での販路拡大のため、日本の登録G I産品の情報を、英語等多言語で海外の流通業者や消費者等にわかりやすく発信します。
(委託先：民間団体等)
委託費
2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 83（－）百万円

海外における品種登録を促進するため、マニュアルの整備や相談窓口を設置するとともに、海外への品種登録（育成者権取得）や侵害対策に対して支援します。

また、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動等を推進します。

(委託先、事業実施主体：民間団体等)
委託費、補助率：定額、1／2以内
3. 農業ICT標準化推進事業 13（15）百万円

ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の国際標準化を推進します。

(事業実施主体：民間団体等)
補助率：定額

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課（03-6738-6169）]

地理的表示・植物品種保護など知的財産の保護・活用

- 我が国の農林水産物の輸出拡大が一層期待されているなか、
 - ① 地理的表示(GI)保護制度の活用による、国内及び海外市場でのブランド価値を確立・保護する
 - ② 我が国で開発された優良な植物新品種を海外でも品種登録し、海外における無断増殖を防止する 等
- 農林水産分野で知的財産制度を活用することにより、「本物を守る」ことが重要となっている。

地理的表示保護制度活用総合推進事業 【191 (174) 百万円】

GI登録の推進

- ・GI登録の推進・制度活用に向けた相談体制を整備
- ・GI登録に必要な調査等に対する支援

GIの活用促進

- ・GIを活用した高品質な地域ブランドの生産拡大等を進めるための展示・商談会や、シンポジウムの開催

海外への情報発信・保護監視

- ・海外に向けた日本産GIの情報発信
- ・海外市場におけるGI不正使用の監視



GI登録により国内外で
ブランド価値を確立

植物品種等海外流出防止総合対策事業 【83 (-) 百万円】

海外への品種登録支援

- ・海外における品種登録(育成者権取得)や権利侵害対策に要する経費を支援
- ・海外出願相談窓口の設置や、海外品種登録出願マニュアルの整備
- ・伝統野菜等我が国固有の種苗資源の保護等に要する経費を支援

ユポフ UPOV91年条約への加盟を促進

- ・海外における種苗保護制度の整備に向けた「東アジア植物品種保護フォーラム」の実施



農林水産分野の知的財産の保護・活用を通じ、「本物」を守り、我が国農林水産物の輸出を促進